

鎌倉市教科用図書採択検討委員会（第1回）会議録

- 日 時 令和5年(2023年)5月11日(木) 15:00開会
16:45閉会
- 場 所 鎌倉生涯学習センター 第5集会室
- 出席者 石川委員 關根委員 河野委員 鈴木委員 小日山委員
佐藤委員 津田委員 伊藤委員 永瀬委員 芳賀委員
- 事務局 太田教育指導課長 村田指導主事 竹下指導主事 齋藤指導主事 露木指導主事
福森指導主事 荒川指導主事 岩田指導主事
- 次 第 1 開会
(1) あいさつ
(2) 委員委嘱
(3) 委員紹介、教育委員会紹介
(4) 委員長、副委員長選出
- 2 依頼事項
- 3 議 事
(1) 教科用図書採択について
ア 採択のしくみ
イ 市採択方針及び流れ
(2) 調査研究について
ア 調査員への指示内容
イ 調査員の指名
ウ 報告書の作成について
(3) その他
ア 見本本の扱いと学校巡回展示について
イ 今後の日程

会議内容

○ 開 会

教育長からの委員委嘱

委員自己紹介

教育委員会事務局職員自己紹介

○ 会 議

1 教育長挨拶

2 委員長、副委員長選出

司 会 まず、委員長・副委員長選出を行いたい。委員長については、資料2「鎌倉市教科用図書採択検討委員会条例施行規則」第2条、第1項により「検討委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。」とある。

立候補か推薦の意志があれば発言をお願いしたい。

委 員 今回は、小学校の教科用図書採択なので、委員長に玉縄小学校長石川委員，副委員長に御成小学校長関根委員を推薦する。

司 会 委員長に石川委員、副委員長に關根委員の推薦をいただいた。他にないか。
無いようなので、石川委員を委員長に關根委員を副委員長に決定したいが、よろしいか。

(異議無し)

司 会 承認されたので、お二人には委員長、副委員長席に移動をお願いします。

(委員長席、副委員長席へ移動)

司 会 教育文化財部次長から本検討委員会への依頼をする。

(教育文化財部次長から委員長へ依頼)

次長 鎌倉市教育委員会は、検討委員会に次のとおり、令和6年度(2024年度)使用小学校教科用図書の調査研究を依頼する。

- 1 令和6年度(2024年度)使用小学校教科用図書の採択を行うにあたり必要な事項を調査研究する。
- 2 調査研究は、令和4年3月31日付3初教科第63号「令和5年度使用教科書の採択事務処理について(通知)」、令和5年4月13日付子教第1091号「令和6年度義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針について(通知)」及び「令和6年度(2024年度)使用教科用図書の採択方針」に基づき行う。

3 報告期限は、令和5年(2023年)7月31日とする。
以上、願います。

司 会 次長は業務重複のため退席する。

(次長は業務重複のため退席)

司 会 これ以降の進行は委員長に願います。

委員長 今回は13種目の小学校教科書の採択を行う。皆様のお知恵を借りながら、鎌倉の子どもたちにとって、よりよい教科書が採択できるようにしたいと思うので、協力をお願いしたい。

なお、当採択検討委員会の調査研究が円滑に行えるよう教育指導課の指導主事及び教育センターの指導主事等に、実務上の補佐をお願いしたいが、いかがか。

(異議なし)

委員長 それではよろしく願います。

3の議事に入る。(1)教科用図書採択について、まず、「ア 採択のしくみについて」、事務局説明を願います。

事務局 ア「採択のしくみ」について説明する。

教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することである。その権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にある。そして、教育委員会が採択するための資料を作成するために、当採択検討委員会が設置されている。

教科書とは、義務教育である小学校、中学校で教科の主たる教材として作成された児童・生徒用図書であり、文部科学省の検定を経たもの、又は文部科学省が著作の名義を有するものとされている。これは、『教科書の発行に関する臨時措置法』という法律に定められている。

また、教科書は、『義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律』により全ての児童生徒に無償で渡されることになっている。そのため、その法律で教科書の選定の基準や方法が定められている。

関連法令等については、資料3「教科書の根拠法令及び検定・採択の周期について」を後ほど参照いただければと思う。

次に、資料4「令和6年度(2024年度)使用教科用図書採択の流れ」をご覧いただきたい。

教科書は原則として文部科学省の検定を経たものでなくては採択ができない。まず、各教科書の発行者から①書目の届け出がある。文部科学省はこの届け出に基づいて検定を行う。

文部科学大臣は、検定を通過した教科書の②教科書目録を県教育委員会に送付し、その後、市教育委員会に届けられる。

また、県教育委員会は、資料5「令和6年度使用教科書の採択事務処理について」及び、資料6「教科書採択の改善について」の通知を受け、県教科用図書選定審議会の答申に基づき③採択方針を決定し、さらに選定審議会の調査研究をもとに選定資料を作成し、指導・助言・援助を行うこととなっている。これが資料7「令和6年度(2024年度)義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針」である。これをもとに、選定審議会を設置し、調査研究を行い、選定資料を作成・送付することで、市教育委員会へ④指導助言を行うことになる。なお、選定資料については、6月下旬以降送付される予定です。送付され次第皆様に配付する。こちらは送付後、お読みいただければと思う。

そして、「鎌倉市教科用図書採択検討委員会条例」に基づき、⑥本鎌倉市教科用図書採択検討委員会を設置している。

本検討委員会では、今後、条例に基づき鎌倉市教科用図書採択検討委員会調査員会を設置し、⑦調査員に資料の調査を指示し、その資料を基に検討委員会で調査研究を行い、鎌倉市教育委員会に報告し、⑧教育委員会において教科書の採択を行うことになる。

このようなしくみにより、令和6年度(2024年度)使用教科用図書の採択を行ってまい

る。
以上で採択のしくみについての説明を終わる。

委員長 「採択のしくみ」について質問はないか。

(質問なし)

委員長 では、「次の「イ 市採択方針」について事務局にお願いする。

事務局 まず、採択方針について、本検討委員会に関係するものを中心に説明する。
お手元の資料8「令和6年度(2024年度)使用教科用図書の採択方針」をご覧ください。

1 基本的な考えとしては、(1) 国、県の方針等を踏まえて採択する、(2) 公正・適正を期し採択する、(3) 本市の児童生徒にふさわしいものを採択する、となっており詳細は記載の通りである。

続いて、2 採択の手続きについて、義務教育諸学校の教科書制度の改善について、文部科学省初等中等教育局長通知(平成14年8月30日付け14文科初第683号「教科書制度の改善について」、平成24年9月28日付け24文科初第718号「教科書採択の改善について」)の中で調査研究の充実に向けた条件整備や採択手続の改善等の方針が示されたことを受けて、本教育委員会は、次の手続により教科用図書を採択する

(1) 小学校使用教科用図書

令和6年度(2024年度)は小学校用教科用図書の採択替えの年度であるため、小学校用教科用図書の採択を行うにあたり必要な事項を調査研究するために鎌倉市教科用図書採択検討委員会条例(平成24年2月24日制定)により、鎌倉市教科用図書採択検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

検討委員会は教科の種目ごとに比較検討・調査研究を行い、本教育委員会に報告をする。

検討委員会の会議は、外部からの働きかけを排し、静ひつな環境のもと公正な検討を行うため非公開とする。作成した報告書等は教科用図書を採択した後に公開する。

また、同条例により、検討委員会は臨時委員(調査員)を置くこととする。臨時委員(調査員)は教科の種目ごとに次の観点で小学校用教科用図書の調査研究をし、資料を作成する。

(ア) 教育基本法、学校教育法、学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科の目標を踏まえているか。

(イ) 内容の程度が、児童生徒の発達段階や障害の状態・能力・適性からみて適切であり、内容の選択と扱いが学習指導を進める上で適切であるか。内容が系統的、発展的に構成されており、各内容の分量とその配分は適切であるか。文章表現や漢字・かなづかい・用語・記号・計量単位・図版などの使用が適切であり、児童生徒にとって使いやすいように創意工夫がなされているか。

(2) 中学校使用教科用図書

中学校使用教科用図書については、令和3年度(2021年度)に採択した教科用図書と同一のものを採択する。

(3) 特別支援教育関係用教科用図書

特別支援教育関係用教科用図書については、一人ひとりの特性や教育的ニーズに合った図書を採択する必要があることから、毎年採択を行うこととするが、調査研究は鎌倉市特別支援学級設置校長会が行う。

なお、議事の扱いについては、採択における公正確保の徹底をはかるため、採択終了後まで非公開とする。委員の皆様も委嘱され委員になられていること、議事内容並びに資料についても他には漏らさないよう、十分な配慮をお願いする。

次に、3 採択の日程だが、(1) 小学校及び中学校用教科用図書採択日程をご覧いただきたい。ア 5月に、本教育委員会は検討委員会を招集し、小学校使用教科用図書の比較・検討・調査研究を指示する。イ 検討委員会は、5月から7月にかけて小学校使用教科用図書の調査研究をする。また、調査員を指名し、調査研究のための資料作成を指示する。

ウ 8月に、本教育委員会は、検討委員会から教科用図書採択調査研究の報告を受け、小学校用教科用図書を採択するとともに、中学校用教科用図書を採択する。

となっている。

こちらは資料9にまとめておいのてご覧いただきたい。

なお、「イ 調査員を指名し」とあるが、調査員については、すでに小学校校長会よりご推薦をいただいているので、本日このあと皆様の了承をいただき調査員として教育委員会で委嘱し、5月に1回、6月に2回の調査員会を開催する予定としている。

この調査員会で教科用図書の検討のため必要な資料を作成し、検討委員会に提出することになっている。なお、資料の報告については第2回の検討委員会にて行う。

以上で説明を終わる。

委員長 ここで、質問があればお願いします。

(質問なし)

委員長 続いて、「(2) 調査研究について」、事務局お願いします。

事務局 それでは、(2) 調査研究について説明する。まず、ア「調査員への指示内容」についてですが、さきほどの資料6「教科書採択の改善について」及び資料7「令和6年度(2024年度)義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針について」に基づき進めてまいりたいと考えている。

 また、調査研究に使用する資料だが、発行者ごとに教科書の編集の考え方が示されている「教科書編修趣意書」がある。現在、文部科学省のホームページにて16者、13種目分公開されている。お手元の資料のURL、2次元コードから閲覧ができるので後程ご覧いただきたい。

委員長 事務局の説明について質問や意見はあるか。

 (質問・意見なし)

委員長 引き続き「イ 調査員の指名について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 調査員については、資料1「鎌倉市教科用図書採択検討委員会条例」第4条第1項により、「委員会に、特別の事項に関する調査及び検討を行わせるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる」、第2項で「教育委員会が委嘱する」としている。なお、今回の委嘱についてはすでに小学校校長会より45名のご推薦をいただいている。皆様のご了承をいただき調査員として教育委員会へ報告する。

 資料Bに調査員候補一覧がありますのでご覧ください。

委員長 では、名簿にある候補者を各種目の調査員として了承することでよいか。

 (異議なし)

委員長 「ウ 報告の作成について」 事務局説明をお願いします。

事務局 まず、検討委員会の調査研究及び比較検討は資料8「令和6年度(2024年度)使用教科用図書の採択方針」に従って行うこととし、報告書の様式については資料10「令和2年度(2020年度)使用教科用図書調査研究報告書」を元とし資料11「令和6年度(2024年度)使用教科用図書調査研究報告書」としたいと考えている。

 報告書の内容については、教科用図書の特徴を明らかにし、種目ごとに順位性を明示し、教育委員会が採択をするにあたって参考となる資料を作成していただきたいと考えている。これについては、教科書の装丁や見栄えを重視するものではなく、内容を考慮した十分な研究が必要であるとされているので、教師が実際授業を行う上でどうであるか、それぞれの教科書にどのような工夫がなされているのかどうかなど、具体的でわかりやすい記述をお願いしたいと思う。資料2枚目には調査員でまとめる調査資料の形式をお示した。検討委員会の報告については令和5年7月31日までをお願いします。

なお、様式内の総合評価に関しては記述式、検討結果については種目ごとに◎、○、なしという形式で、順位制を当委員会の協議の中で決定していくことで、教育委員会が採択をするにあたって十分に参考となる資料を作成していただきたいと考えている。

そして、理科、生活については信州教育出版の教科書見本本がない。したがって信州教育出版については調査研究が難しいと考えているが、いかがかご協議いただきたい。

委員長 総合評価、検討結果の仕方など報告書の様式について、信州教育出版について、2点事務局から提案があった。何か、ご質問・ご意見はあるか。

委員長 ◎、○の数に決まりはあるのか。

事務局 決まっているわけではない。

委員長 信州教育出版については検討できないということによいか。

(異議なし)

委員長 それでは、事務局の方で今後の手続きを進めてもらう。
では、ここで調査活動の時間を設ける。事務局、連絡と案内をお願いします。

事務局 会場後方に資料、見本本等が用意してあるので、自由にご覧いただきたい。
なお、お手持ちの資料以外に学習指導要領並びに学習指導要領解説、かまくら教育プラン、かまくらっ子の意義と実態調査「かまくらっ子」(鎌倉市教育センター)、教科用図書の見本本を用意してある。

(調査活動)

委員長 再開する。では、「(3) その他」「ア 見本本の扱いと学校巡回展示について」事務局をお願いします。

事務局 まず、教科書見本本について説明する。教科書検定を受けた発行者、つまり教科書会社は、各教育委員会での採択の参考にするため、次年度に発行する教科書の見本を都道府県教育委員会や市町村教育委員会などに送付する。教育委員会は、その教科書の見本を使用して採択のための調査・研究を行う。

本日、見本本を先ほどの調査・活動の時間にみていただいた。令和6年度(2024年度)教科用図書に関しては、54点259冊が届けられる予定である。

今後は委員の皆様や調査員、各学校、そして教育委員会の皆様にもご覧いただき調査・研究をお願いすることになる。あくまでも見本本なので、調査・研究の際のお取り扱いには十分ご注意ください。

事務局

また、各小学校に四週間から六週間程度の期間で巡回展示を行い、その期間に各小学校による調査研究を行っていただく。各学校の調査・研究の結果は資料12の学校調査票にて提出をお願いする予定である。なお、巡回展示の予定については、資料13の通りになる。

委員長 質問はあるか。

(質問・意見なし)

委員長 続いて、「イ 今後の日程」について確認する。事務局お願いします。

事務局 それでは資料14をご覧ください。先ほどご説明をしたが、検討委員会は、第2回を7月7日(金)の午後2時より第3回目を7月21日(金)の午前9時半より鎌倉生涯学習センターにて開催する。なお、第2回と第3回の依頼文については、先日お届けした依頼文をもってかえさせていただくので、ご了承いただきたい。

次回の第2回目までに、各委員の方はそれぞれで調査活動をお願いします。その際に本日一部お知らせしている教科書編修趣意書などをもとに調査研究いただければと思う。保護者代表の委員の方々には見本本を6月上旬にお届けする。学校関係委員の皆様は学校巡回などの期間をご利用ください。また、鎌倉市教育委員会においても7月10日から16日まで展示会もやっているの、ご利用いただきたい。

委員長 質問等あるか。なければよろしくをお願いします。

委員長 それでは、議事についてはすべて終了した。閉会あいさつを副委員長にお願いします。

副委員長 議事を無事終了できた。協力を感謝する。第2回の検討委員会は、調査員からの報告を受けての内容検討となるが、それまでに、私たちもそれぞれの立場で調査研究を進め、次回につなげていきたい。今後調査研究等大変だとは思いますが、よろしく願いしたい。

これをもって第1回鎌倉市教科用図書採択検討委員会を閉会する。

会議録署名

令和6年度(2024年度)使用教科用図書採択検討委員会

委員長 (石川 真喜)

会議録署名委員 (鈴木 徹)

会議録署名委員 (河野 光心)